

# 贈収賄防止に関するグループポリシー

## 【1】基本原則

本ポリシーは、贈収賄防止に関する当社グループ(当社及びその子会社)の基本的な考え方を纏めたものです。

当社グループは、コンプライアンスポリシー(企業行動基準)に基づき、すべての役員及び従業員は法令等を遵守することはもとより、社会的良識をもって行動し、公正、透明で自由な競争と取引に努めて参ります。

当社グループは、日本の刑法・不正競争防止法のみならず、米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄禁止法を含む国内外の贈収賄禁止法令に抵触する行為を決して許さず、本ポリシーに定めた行動指針を通じて、贈賄等防止のために全力を尽くして参ります。

## 【2】行動指針

### 1) 贈収賄の禁止

当社グループは、下記の行為を行いません。

#### (1) 公務員等への贈賄

国内外を問わず、公務員又はこれに準ずる立場の者(以下「公務員等」という)の職務行為に影響を与えることを意図して、当該公務員等に直接または間接に、金銭その他の利益を供与し、約束し、もしくは申し出、またはこれらの行為をすべての役員及び従業員またはお取引先様が行うことを承認すること

※「公務員等」は以下に該当するものをいいます

- ① 国内外の政府又は地方公共団体の職員
- ② 政府系企業や政府系法人の役職員
- ③ 法令により、公務員と同様の扱いを受ける法人の役職員
- ④ 国際機関の役職員
- ⑤ 国内外の政府及び地方公共団体又は国際機関から権限の委任を受けている事業者の役職員
- ⑥ 政党の役職員

⑦公職の候補者

⑧上記①～⑦の親族等

## **(2) 公務員等以外への贈賄**

国内外を問わず、事業上の便宜の獲得または維持を目的として、他の事業者（法人・自然人を問わない）の役職員に違法または不当な職務行為を行わせることを意図し、当該役職員に直接または間接に、金銭その他の利益を供与し、約束し、もしくは申し出、またはこれらの行為をすべての役員及び従業員またはお取引先様が行うことを承認すること

## **(3) 収賄**

国内外を問わず、事業上の便宜の提供の対価として、他の事業者や公務員等に対し、金銭その他の利益を要求し、收受を約束し、または收受をすること

## **(4) 幫助・斡旋**

贈収賄を幫助し、斡旋し、または贈収賄に関する謀議に参加すること

## **2)適切な接遇・被接遇の徹底**

接待・贈答等の接遇及び被接遇は、法令及び社会的通念に従うとともに、疑惑や不信を招かないよう、妥当な範囲内に収めることを徹底します。

## **3)適正な取引の徹底**

実施の適格性、公正性、透明性及び製品・役務と対価の妥当性等、合理的に説明できる取引を徹底します。

## **4)記録管理の徹底**

贈収賄行為が行われていないことを証明できるよう、全ての取引及び資産の処分について、合理的な詳細さをもって、正確かつ適切に会計帳簿等に記録します。

## **5)贈収賄防止に向けた体制整備**

### **(1) 贈収賄防止の周知及び徹底**

前述の贈収賄防止を徹底すべく、「リスク管理規程」を制定し、役員・社員に遵守させるとともに、その理解を深めるため社員教育を実施しています。

## **(2) コンプライアンス委員会の設置**

代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会を開催し、贈収賄防止を始めとするリスクの把握・精査を通じて、当社グループのコンプライアンス体制の構築・運用の高度化に繋げています。

## **(3) 内部通報制度の構築及び運用**

当社グループにおける贈収賄等の違法・不正・反倫理的行為を早期に認識し是正を図るべく「社内通報制度(ホットライン)規程」を制定し、事実を知った役員・社員の通報・相談窓口を設置するとともに、通報した役員・社員の適切な保護体制や違反者への人事上の制裁等を定めています。

## **(4) 内部監査**

内部監査室による監査を実施しており、贈収賄等不正リスクの認識を含め業務執行が適正に行われているかを確認しています。また、監査状況及び監査結果を取締役会に報告し、防止体制の評価・見直しを図れる体制を整えています。

以上